

佐倉市みどりの基本計画 (案)

令和5年●月

佐倉市みどりの基本計画

目 次

第1章 みどりの基本計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景・目的	1
(2) 計画の対象とするみどり	1
(3) みどりの機能	2
(4) 計画期間	3
(5) 計画の位置づけ	3
(6) みどりを取り巻く社会情勢の変化	4
第2章 佐倉市のみどりの現況と課題	9
(1) 佐倉市の概要	9
(2) 佐倉市のみどりの概要	12
(3) 市民アンケート調査	18
(4) 佐倉市のみどりの課題	21
第3章 みどりの保全及び緑化の目標	23
(1) みどりの基本計画の策定の意義	23
(2) みどりの将来像・みどりの基本方針	24
(3) 目標（成果指標）	25
第4章 将来像の実現に向けた取組	27
(1) 基本施策の設定	27
(2) 個別施策の設定	28
(3) 取組内容	29
第5章 計画の実現に向けて	44
(1) 推進体制の構築	44
(2) 進捗管理	45

資料編

- (1) 計画策定の経緯 資-1
- (2) 佐倉市の概要 資-4
- (3) 佐倉市のみどりの概要 資-8
- (4) 市民アンケート調査 資-16
- (5) 用語集 資-32

第1章 みどりの基本計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景・目的

私たちは急激な経済発展を成し遂げた一方で、豊かな自然や生物多様性を失ってしまいましたが、近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、みどりの価値が見直され、自然の損失を止め、回復させる機運が高まっています。

また、人口増加時代から人口減少、少子・高齢化時代への転換、生活様式の多様化によるニーズの変化や経済活動の停滞など、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、新たな公園・緑地の創出から既存ストックの保全・活用といった現在ある資源の利活用の促進や限りある財源による適正な維持管理への転換、グリーンインフラの推進による防災・減災、気候変動の緩和・適応や生物多様性の保全、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルの推進、市民の健康とウェルビーイングの向上が求められています。

佐倉市みどりの基本計画(以下、「本計画」という。)は、本市の豊かな自然環境を活かした潤いのある豊かな都市空間の形成による社会経済活動の回復や人と自然が共生できる暮らしを実現することを目的として、みどりに関する将来像や取組を示すものです。

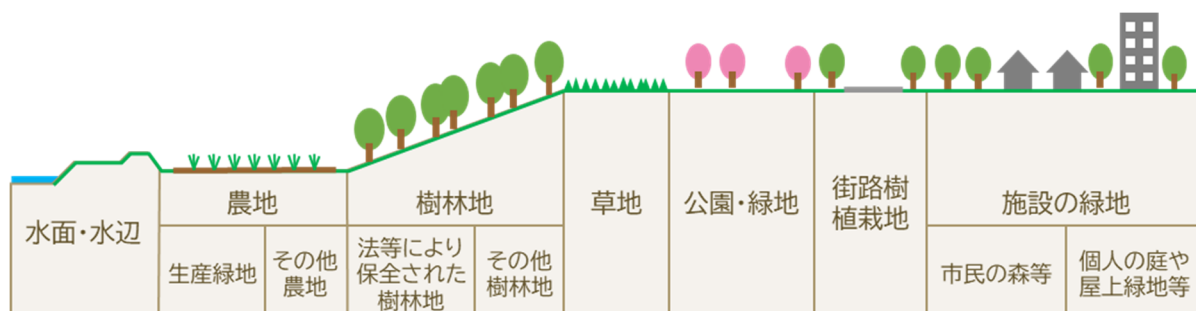
緑の基本計画とは…？

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する政策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画です。

(2) 計画の対象とするみどり

本計画では、公有地・民有地を含む全ての水面・水辺、農地(田・畑・樹園地)、樹林地、草地、公園・緑地、街路樹・植栽地、施設の緑地といった広い概念の“みどり”を対象とします。

計画の対象とする“みどり”



(3) みどりの機能

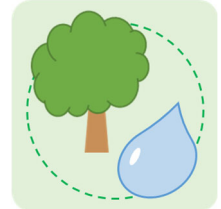
都市のみどりは、人間が適正な保全・整備・管理を行うことにより存在するものであり、多様な機能を有しています。

都市におけるみどりは、以下の5つの機能を有するとされています。

① 環境保全機能

日々の暮らしにうるおいと安らぎをもたらすとともに、多くの生命を育み、都市や地球全体の良好な環境を守り、創出する機能。

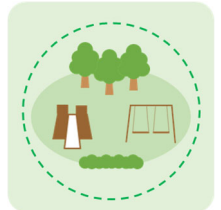
緑陰の提供、気温の緩和、大気汚染の改善



② レクリエーション機能

日常生活に楽しみや生きがいを創り、スポーツやレジャー、健康増進、余暇活動の場を提供する機能。

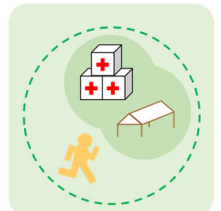
子どもの健全な育成の場・競技スポーツ健康運動の場



③ 防災機能

災害時や緊急時の被害拡大の防止や一時的な避難場所となるなど、都市の安全性を向上させる機能。

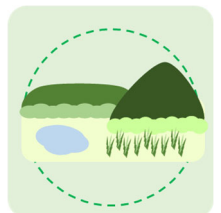
災害時の避難場所



④ 景観機能

みどりは地域を特徴づける要素の一つであり、地域の独自性を活かした美しい風景や魅力的な景色をかたちづくる機能。

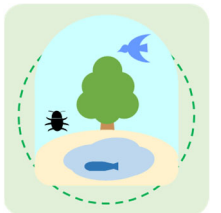
都市景観に潤いと秩序を与える



⑤ 生物多様性維持機能

自然の再生能力や生態系の均衡を保ち、人類を含めた多様な生物が存続していくために必要不可欠な生息・生育基盤としての機能。

生物の生息環境



(4) 計画期間

計画期間は、2023(令和 5)年度から 2031(令和 13)年度の9年間とし、令和 13 年度を目標年次とします。社会情勢の変化や計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。

(5) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、「第5次佐倉市総合計画基本構想・前期基本計画」及び「佐倉市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「第2次佐倉市環境基本計画」、「佐倉市景観計画」、「地域防災計画」等と整合・連携を図る関連計画とします。

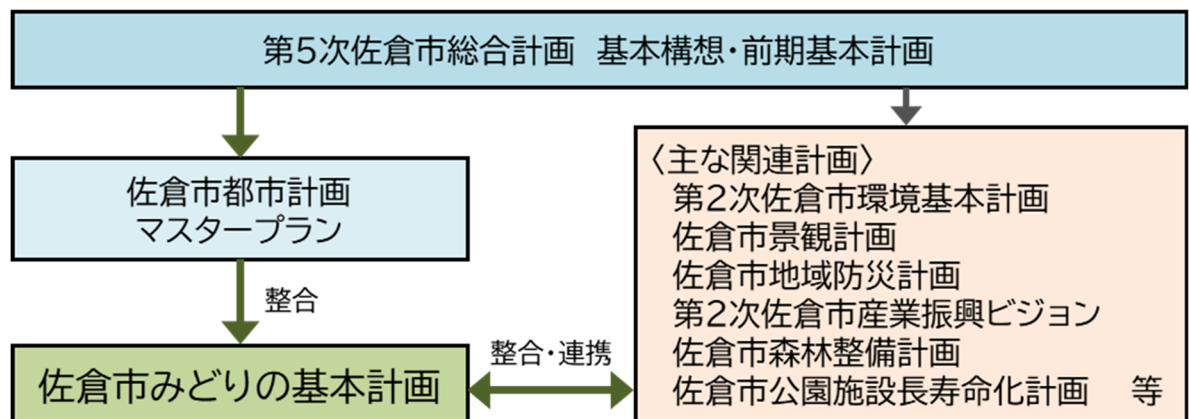


図 本計画の位置づけ

上位計画である第5次総合計画、都市マスタープランともに、本市の特長、佐倉らしさを、「歴史」「自然」「文化」というキーワードで捉えており、これらの特長を活かして更なるまちの発展を目指すこととしています。

本計画においても、これらのキーワードのうち、特に「自然」へのアプローチを中心に、受け継がれてきた「歴史」や「文化」をふまえながら、それぞれの施策を展開していきます。

本市においては、「歴史」、「自然」、「文化」が佐倉市を特徴づける重要な要素と捉えています。

その為、本計画においても、本市におけるみどりの方向性について、「歴史」、「自然」、「文化」の観点を留意しつつ、その基本施策や個別施策を検討していきます。

(6) みどりを取り巻く社会情勢の変化

本計画の策定にあたっては、次のようなみどりを取り巻く社会情勢の変化を踏まえて検討を行います。

① 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27 年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の開発目標であり、5つの決意とともに、誰一人取り残さない、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

本計画では、持続可能な開発目標(SDGs)に基づく取り組みを推進していきます。本計画は 17 の目標の多くに関連していますが、特に関連性の高い目標である「3」、「8」、「11」、「13」、「15」、「17」の達成に貢献していきます。



図 5つの決意

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会（国際連合広報センター：SDGs を広めたい・教えたい方のための「虎の巻」より作成）



② グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

グリーンインフラの「グリーン」は単に緑、植物という意味だけではなく、「環境に配慮する」、「環境負荷を低減する」といった消極的な対応を越え、さらに緑・水・土・生物などの自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的にいかして環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるという意味を持ちます。

また、グリーンインフラの「インフラ」は、従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物だけを指すのではなく、その地域社会の活動を下支えするソフトの取組も含み、公共の事業だけではなく、民間の事業も含まれます。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

出典：第二次国土形成計画における定義

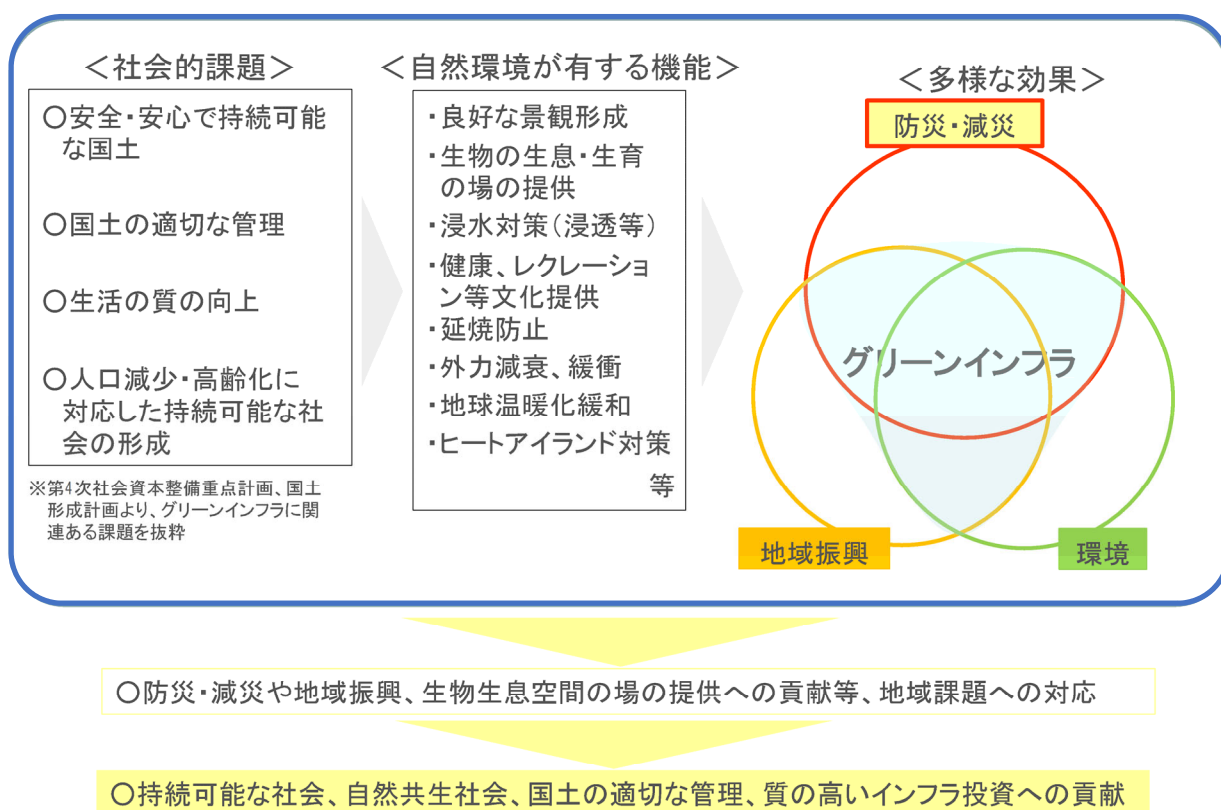


図 グリーンインフラの概念（図イメージ）

出典：国土交通省

我が国では、古来より自然の特徴をいかしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきており、このような自然が本来持っている機能を、地域住民をはじめとする多様な主体がグリーンインフラとして活用することを通じて、地域特有の環境・社会・経済の基盤である自然資本を持続的に維持管理することが求められています。

③ カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和 2 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」(人為的なもの)から、植林、森林管理などによる「吸収量」(人為的なもの)を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

佐倉市は、令和 3 年 8 月に 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」をしており、みどりの保全・活用を通じた貢献が求められています。

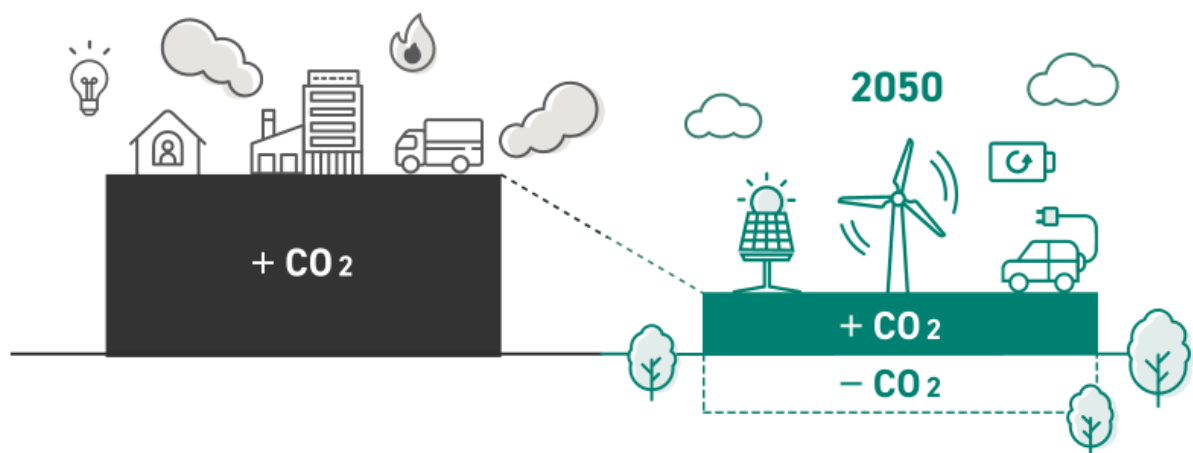


図 カーボンニュートラルイメージ図

出典：環境省 脱炭素ポータル

④ 生物多様性

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には個性豊かなさまざまな生物が存在し、互いに影響しあいながらバランスを保って共存しており、生物多様性が保たれることで、食材の供給や、地球環境の維持など、さまざまな恩恵をもたらします。生物多様性は山や海や森などだけではなく、都市においても重要な役割を果たしており、その住民に様々な恩恵を提供しています。

その一方で、人間活動が主な要因となって生物の大量絶滅が起きており、生物多様性が危機にさらされていることから、生物多様性を確保し、自然の有する多様性を戦略的に保全・利活用する取組が求められています。

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、2030 年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略が位置づけられました。

生物多様性ちば県戦略では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて、「保全・再生の取組」「持続可能な利用の取組」「研究・教育の取組」と「取組を支える基盤整備」の取組が示されています。



図 生物多様性が豊かな都市のイメージ

出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

⑤ ウェルビーイング (well-being)

ウェルビーイング(well-being)は、世界保健機関(WHO)憲章前文の一節で使われた言葉であり、決まった日本語表現はありませんが、心も身体も社会的にも”満たされた状態”、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉とされています。成熟した社会において、生き方や価値観が多様化し、一人ひとりの主観的な幸せが重視されるようになり、また、新型コロナウイルスの感染拡大が心身の健康や幸せの在り方を問い直すきっかけとなって、国内外で注目度が高まっています。

世界都市公園会議(WUP:World Urban Parks)においても「ウェルビーイング宣言－暮らしやすいコミュニティをつくるための公園の役割」が出される等、ウェルビーイングの実現において、みどりが重要な役割を果たすことから、積極的に取り組んでいくことが求められています。

⑥ 都市緑地法等の改正

近年、都市を取り巻く社会経済状況は、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、国民の価値観の多様化など、大きく変化しており、その変化に対応した都市政策、公園緑地政策が求められています。

これらを背景として、都市政策、公園緑地政策は民間活力を最大限生かし、緑・オープンスペースの整備・保全を効率的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、Park-PFI 制度の創出や都市公園内への保育所整備の許可、屋上・壁面緑化を踏まえた緑化地域制度の改正など、平成 29 年に都市緑地法等6つの法律が改正されました。特に、都市農地を環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たす「みどり」と位置付け、まちづくりの構成要素として再評価しています。

これらの「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度の創設等を踏まえて、本計画の取組を推進していきます。



図 都市緑地法等の改正の概要（図イメージ）

出典：国土交通省